

サテライト事業所設置に係る取り扱いについて

介護保険法による事業所の指定は、サービス提供の拠点ごとに行うものであることから、本市の実情等を踏まえ、原則としてサテライト事業所の設置は認めません。ただし、一定の要件を満たす場合においては、主たる事業所とは別にサービス提供を行う出張所等（以下、「サテライト事業所」という。）を一体的なサービスの単位として本体事業所に含めて設置することを認めます。

1 サテライト事業所とは

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2-1（以下「基準通知」という。）に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」としております。

2 サテライト事業所の設置対象となる事業所の種類

法で規定される指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所のうち、以下のとおりとしております。

- (1) 訪問介護・訪問型サービス相当
- (2) （介護予防）訪問看護
- (3) （介護予防）訪問リハビリテーション
- (4) 通所介護・通所型サービス相当

3 指定申請又は届出について

サテライト事業所の設置を希望する場合は、設置予定年月日の属する月の1月上前に、保健福祉部保健福祉総務課へ事前相談を求めることを原則としております。

4 留意点

既存の指定介護保険サービス事業所をサテライト事業所に転換する旨の申請及び届出は認めておりません（当該事業所を廃止の上、新たにサテライト事業所として届出を行う場合を含む）。

5 その他

一定の要件等につきましては、本市ホームページ「ID_1007042」をご確認ください。